

◆ 一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進および医薬品の安定供給への対応として、特定の医薬品名を指定するのではなく、一般名(有効成分の名称)で処方する「一般名処方」を行っています。

一般名処方とは、医薬品の有効成分の名称を用いて処方する方法です。成分・含量が同じ複数の医薬品から選択することができるため、医薬品の供給不足や製造状況の変化が生じた場合でも、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。実際に調剤される医薬品については、処方内容をもとに調剤薬局の薬剤師と相談のうえ選択していただくことができます。

なお、後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある先発医薬品について、医療上の必要性が認められない場合に、患者様のご希望により先発医薬品を選択される際は、通常の医療費の自己負担とは別に、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当額を「選定療養費」としてご負担いただきます。ただし、医療上の必要性がある場合や、後発医薬品の提供が困難な場合などは、選定療養費のご負担はありません。